

平成 30 年 第 12 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 30 年 12 月 3 日 (月) 午後 2 時 40 分		
場 所	別府市役所 4 F - 2 会議室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第 1 議事録署名委員の指名		
	日程第 2 議案事項		
	<p>議案第 1 号</p> <p>1 農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について</p> <p>議案第 2 号</p> <p>農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第 3 条の 3 の規定による届</p> <p>2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p>3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届</p> <p>報告第 1 号</p> <p>開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第 3 その他		
出席委員	6 名	番号は議席番号	
	2 番 佐藤 進蔵	3 番 園田 喜久男	
	4 番 恒松 直之	5 番 星野 賢一	
	6 番 久保 賢一	7 番 浜川 和久	
欠席委員	1 名		
	1 番 齊藤 孝一		
出席職員	事務局長 小林 文明 補佐 吉田 悠子 主任 木元 佳子		
	午後 2 時 40 分 開会		
局 長	それでは、只今より平成 30 年第 12 回別府市農業委員会総会を開催いたします		

	<p>す。</p> <p>本日の総会の出席委員数は 6 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、1 番齊藤委員は都合で欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
会 長	<p>先月の芋掘りは大変お疲れ様でした。今度のわくわく農産品フェアで出すように予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、先月 16 日に、杵築の大分農業文化公園で東部地区農業振興大会が開催されましたが、園田委員と局長が出席いたしました。</p> <p>大変、お疲れ様でした。</p> <p>また、平成 30 年度東部地区農業振興功績者表彰の集落営農の部で東山パレットが受賞しました。</p> <p>受賞内容ですが、耕作できなくなった 9.4 ヘクタールの農地を借り受けるとともに東山地域以外からの農作業受託にも取り組み、また子どもたちの農作業体験学習のサポートや農大からの実習生を受け入れるなど、食育活動や農業後継者の育成にも貢献していることが、認められ受賞されたとの事です。大野委員おめでとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>それから、推進委員の方も総会に参加いただいております。疑問のあることは質問をしてください。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思ひます。</p>
議 長	<p>本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思</p>

	<p>いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議がないようでありますので、5番星野委員、6番久保委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号「農地法第3条の規程による許可申請の審議について」が1件、議案第2号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」で、1の「農地法第3条の3の規定による届」が1件、2の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が5件、3の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が15件、「取消し願」が1件、報告第1号「開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について」が2件、それから、その他となっております。</p> <p>本件は、伊藤推進委員の3条申請についての審議でございます。</p> <p>別府市農業委員会総会会議規則第13条に、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない」とありますので、ここで、伊藤委員の退席をお願いします。</p> <p>(伊藤委員退席)</p> <p>それでは、「農地法第3条の規程による許可申請の審議について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について 番号1</p> <p>申請人の住所氏名、譲渡人 別府市大字内竈 番地 、譲受人 別府市大字内竈 番地</p> <p>申請の土地、大字内竈字湯ノ尻 番 田(田) m²</p> <p>別紙の農業計画書は、現在の農業経営を記しており、ミニトマトと水稻を主に栽培し、椎茸栽培も合わせて準備してらっしゃいます。</p> <p>譲受人の 氏は平成29年6月から祖父の 氏と母親の</p>

	<p>さんから農地を借受け新規就農され、現在は新規認定就農者に認定され、10月5日からは農地利用最適化推進委員に委嘱されています。</p> <p>今般、祖父の農地を正式に譲り受け、農業経営の基盤を固めたいとの申請で ございます。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、 議案第1号について、何か質問はございませんか。</p>
園田委員	<p>営農計画書の中で水稻 10a 辺り 270kg となっているのが、ものすごく低い気が するのですが。</p>
事務局	<p>営農計画書はご本人に書いて頂いていますので、もし少なければ、ご指導方 よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ここは岩盤地で、耕運機を入れたら石があって跳ね上がるような状況の田に なっています。出来が本当に悪い。けど少し総量が少ないですね。</p> <p>これはそれぞれの地区で変わりますので、本人にもう一度確かめましょう。</p>
星野委員	<p>書き方の問題かもしれませんが、こちらの収益・生産費用は年ですか、月で すか。</p>
事務局	<p>年です。</p>
星野委員	<p>反対というわけではありませんが、生活できるのかな、と。</p>
事務局	<p>認定新規就農者ですので、年 150 万円の補助を受けながら、ミニトマトは東 山の方で勉強されている段階で、水稻はお爺さまのところで作られています。 椎茸の方は、今寝かせてコマ打ちをしたりして、収益が出るような準備をされ ている状況でございます。</p>
会 長	<p>これで生活できるかという点になるかと思いますが、その点は、他のも合 わせて、今後のプランを一回提出してもらえればと思っております。</p> <p>それと、私も亀川で同じ地域ですが、ミニトマトを東山で作るといっていま すが、我が家の隣にあれば台風の時などに見回りや管理ができます。しかし、 亀川から東山となったら、なかなか難しいのではないかと、近くで遊休農地を探 してやってみたら、というアドバイスは私の方からしております。</p>

	<p>現状をもう少し見直す必要があり、新規就農者なので、我々は少し手助け、アドバイスをしていくと良いのではないかと思います。</p> <p>農地利用最適化推進委員にもなって、一生懸命やろうという気持ちですので、少しでも我々が手助けをして、育て上げたらいいのではないかと思います。</p> <p>この案件につきまして色々問題もあろうかと思います、承認の方はいかがでしょうか。</p>
全委員	承認します。
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規程による許可申請の審議について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>伊藤委員に入室していただいでください。</p> <p>(伊藤委員入室)</p>
議長	<p>営農計画の中で、水稻が270kgでは少ないのではないかと思いますという意見がありました。これをもう一回見直しをして、来年収穫の際にどのくらい収益が上がったかデータをとって、それが高橋さんに聞けば平均値が出るから、その見直しをして下さい。また、ミニトマトなどはなるべく自宅から近い所にする方がいいのではないかと私が言いましたが、その点考えて下さい。</p>
伊藤委員	はい。
久保委員	10aあたりで270kgは、十分だと思います。田が良くなかったのでしょうか。そんなものでしょう。
浜川委員	参考までに、別府市の水稻の1反あたりの収穫量評価は、確か470kgになっています。
神尊委員	今年の説明会で聞いたのですが、そんなに取れるはずないのですが、評価がそのように決まっているらしいのです。
議長	<p>伊藤委員には、収量を増やすよう、努力してもらいたいと思います。</p> <p>ただいま、審議しました結果、伊藤委員さんの3条申請については、許可されましたので、努力していただきたいと思います。</p>
議長	次に、議案第2号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、1の「農地法第3条の3の規定による届」、2の「農地法第4条第1

項第7号の規定による農地転用届」、3の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号は農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

1 農地法第3条の3の規定による届

番号1番

申請人 権利を取得した者、長野県北安曇郡小谷村大字千国乙 番地
、前所有者

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字南立石字尾曲 番 畑（荒地） m²です。

権利の取得日は平成25年7月17日、事由は相続です。

あっせん希望はございません。

2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

番号1番

申請人 大分市寿町 番 号 (株)(代) 、職業 不動産建築業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字鶴見原 番 原野（原野） m²

施設の概要は、資材置場・重機置場用地として m²、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年10月26日

番号2番

申請人 兵庫県神戸市北区桜森町 番地の 持分2分の1 外

1名、職業 会社員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字北石垣字塚原 番 田（雑種地） m²

施設の概要は、駐車場用地として、アスファルト舗装 m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 11 月 1 日

番号 3 番

申請人 別府市山の手町 番 号 、職業 美容師

土地の区分、市街化区域

届出の土地、山の手町 番 畑(宅地) m^2

施設の概要は、自己住宅用地として、木造瓦葺 2 階建 m^2

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 11 月 2 日

番号 4 番

申請人 別府市光町 番 号 、職業 無職

土地の区分、市街化区域

届出の土地、朝見二丁目 番 畑(雑種地) m^2

施設の概要は、駐車場用地として現況のまま、 m^2

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 11 月 5 日

番号 5 番

申請人 別府市大字鶴見 番地 、職業 無職

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字照湯 番 畑(宅地) m^2

施設の概要は、自己住宅用地として現況のまま、木造平屋建 m^2

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 11 月 6 日

3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

番号 1 番

譲渡人 福岡県筑紫野市湯町 丁目 番 号 持分 2 分の 1

外

1名、職業 公務員

譲受人 大分市岩田町 丁目 番号 (株) (代) 、職業 不動産業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、山の手町 番 畑(雑種地) m^2

施設の概要、建売住宅用地として木造2階建 m^2

転用の時期は届出受理後、

専決年月日、平成30年10月31日

番号2番

譲渡人 大分市大字光吉 番地の 、職業 無職

譲受人 大分市明野高尾 丁目 番地 職業 会社員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字南立石字鳥ノ湯 番 畑(荒地) m^2 外4筆 合計 m^2

施設の概要、共同住宅4棟用地として木造2階建 m^2

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成30年11月1日

番号3番

譲渡人 大分市原新町 番号 、職業 無職

譲受人 別府市大字北石垣 番地の (有) (代) 職業 不動産業

動産・建築業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字北石垣字馬飼 番 田(荒地) m^2

施設の概要、駐車場用地として砂利敷き m^2

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成30年11月2日

番号 4 番

譲渡人 福岡県筑紫野市大字下見 番地 、職業 無職

譲受人 大分市大字政所 番地 職業 会社員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字北石垣字井尻 番 畑 (雑種地) m^2

施設の概要、集合住宅新築用地の一部として木造 2 階建 m^2

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 30 年 11 月 2 日

番号 5 番

譲渡人 福岡県北九州市小倉北区井堀 丁目 番 号 、職業
会社員

譲受人 大分市大字政所 番地 職業 会社員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字北石垣字井尻 番 畑 (雑種地) m^2

施設の概要、集合住宅新築用地の一部として木造 2 階建 m^2

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 30 年 11 月 2 日

番号 6 番

譲渡人 岡山県岡山市北区下土田 番地 、職業 嘱託職員

譲受人 別府市大字鶴見 番地 職業 自営業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字小倉 番 田 (畑) m^2

施設の概要、家庭菜園用地として m^2

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 30 年 11 月 5 日

番号 7 番

譲渡人 大阪府豊中市上野西 丁目 番号 、職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見 番地 職業 自営業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字小倉 番 田(畑) m²

施設の概要、家庭菜園用地として m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 30 年 11 月 5 日

番号 8 番

譲渡人 別府市青山町 番号 、職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見 番地の (株) (代) 職業 不動

産業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、朝見三丁目 番 田(雑種地) m²

施設の概要、宅地分譲用地として 2 区画 m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 30 年 11 月 6 日

番号 9 番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 持分 2 分の 1 外 1 名、職業

貸家業

譲受人 別府市大字鶴見 番地の 職業 パート

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字五反 番 畑(畑) m²

施設の概要、自己住宅用地として木造住宅 m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成 30 年 11 月 7 日

番号 10 番

譲渡人 福岡県豊前市青豊 番地 、職業 公務員
譲受人 別府市大字鶴見 番地 持分2分の1 外1名 職業 会社員

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字鶴見原 番 原野(雑種地) m²

施設の概要、自己住宅用地として木造2階建 m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成30年11月12日

番号11番

譲渡人 別府市大字南立石 番地の 、職業 主婦

譲受人 別府市船小路町 番 (有) (代) 職業 不動産業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字鶴見原 番 原野(雑種地) m²

施設の概要、建売住宅用地として木造2階建 m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成30年11月12日

番号12番

譲渡人 別府市古市町 番 号 、職業 会社員

譲受人 別府市大字鶴見 番地の (株)(代) 職業 土木

工事業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、字内竈字北尾関 番 田(雑種地) m² 外1筆 合計 m²

施設の概要、サテライト合材サイロの建設用地としてアスファルト合材貯蔵施設 m²

転用の時期、届出受理後

専決年月日、平成30年11月15日

番号 13 番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、職業 無職
譲受人 玖珠郡玖珠町大字塚脇 番地の 職業 会社員
土地の区分、市街化区域
届出の土地、大字鶴見字タタラ 番 山林(畑) m^2 外1筆 合計 m^2
施設の概要、宅地(長屋住宅)用地として木造2階建長屋住宅3棟 m^2
転用の時期、届出受理後
専決年月日、平成30年11月15日

番号 14 番

譲渡人 長野県北安曇郡小谷村大字千国乙 番地 、職業 無職
譲受人 別府市光町 番 号 (株) (代) 職業 土木建設業
土地の区分、市街化区域
届出の土地、大字南立石字尾曲 番 畑(雑種地) m^2
施設の概要、分譲住宅用地として m^2
転用の時期、届出受理後
専決年月日、平成30年11月16日

番号 15 番

譲渡人 東京都北区滝野川 丁目 番 号 、職業 無職
譲受人 大分市都町 丁目 番 号 (株) (代) 職業 不動
産業
土地の区分、市街化区域
届出の土地、朝見三丁目 番 田(雑種地) m^2
施設の概要、建売住宅2棟建設用地として木造2階建 m^2
転用の時期、届出受理後
専決年月日、平成30年11月16日

取消し願

	<p>譲渡人 神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘 番号 譲受人 別府市中央町 番号 (株) (代) 職業 会社員 職業 飲食業・ 不動産業</p> <p>土地の区分、市街化区域 届出の土地、汐見町 番 田 (雑種地) m² 施設の概要、駐車場用地として碎石舗装 m² 転用の時期、届出受理後</p> <p>専決年月日 平成 30 年 9 月 13 日、取消し年月日 平成 30 年 11 月 16 日 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、最後の取消しは、なぜ取消し願が出たのですか。</p>
事務局	<p>この中に、鉱泉地が入っており、この鉱泉地は売買しないということになりましたので、取消し願が出されました。</p>
議 長	<p>専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。 最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について 番号 1 番</p> <p>申請者の住所・氏名、大分市大字古国府 番地の 開発区域の位置、大字内竈字大新田 番 (宅地造成の検査済部分) 外 1 筆 合計 m²</p> <p>都市計画区域及び用途地域、市街化区域、第 1 種住居地域 開発目的、賃貸住宅 2 棟 (宅地造成の検査済部分) 賃貸住宅 2 棟 (新規部分) 事務局の所見、申請地は農地を含むため、開発許可書の写しを添付のうえ、 農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。排水等を水路に流す 場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>番号 2 番</p>

	<p>申請者の住所・氏名、東京都中央区日本橋堀留町 丁目 番号 (株) (代)</p> <p>開発区域の位置及び面積、駅前本町 番号 外筆 合計 m² 都市計画区域及び用途地域、市街化区域、商業区域</p> <p>開発目的、宿泊施設</p> <p>事務局の所見、申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。 また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。 以上です。</p>
議長	<p>この件につきましても報告事項ですので、ご了承下さい。 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>
会長	<p>それでは、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。</p>
午後3時31分	<p>上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。</p> <p>議長 _____ 会長 _____ 印</p> <p>署名委員 _____ 5番委員 _____ 印</p>

署名委員

6 番 委 員

印